



平成 23 年 3 月 28 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ジ ー エ ヌ ア イ
代 表 者 名 取 締 役 代 表 執 行 役 社 長 兼 CEO イ ン ・ ル オ
(コード番号:2160 東証マザーズ)
問 合 せ 先 経 営 管 理 部 田 中 忍
(TEL. 03-5326-3097)

新株予約権（有償ストックオプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 3 月 28 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社取締役に対し、下記のとおり株式会社ジーエヌアイ第 34 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正な価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

I. スtockオプションとして本新株予約権を発行する理由

中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社取締役に対して、有償にて本新株予約権を発行するものであります。なお、本新株予約権は、「II. 本新株予約権の発行要領3.(7)新株予約権の行使の条件①ならびに②」に定めるとおり、当社株価が一定の値まで上昇し、かつ当社グループの平成23年12月期乃至平成26年12月期のいずれかの監査済みの連結損益計算書における経常利益が2億円以上計上された場合のみ、本新株予約権を行使できる内容となっております。

II. 本新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の割当を受ける者及び割り当てられる新株予約権の数

当社取締役 (7 名) 1,910 個 (1,910,000 株)

2. 新株予約権を割り当てる日

平成 23 年 5 月 12 日

3. 新株予約権の要領

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 1,910,000 株とする。

なお、下記(4)において新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

調整前株式数×調整前行使価額

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、調整の原因となるいずれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(2) 発行する新株予約権の総数

新株予約権 1,910 個(新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式 1,000 株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権についての金銭の払込み

新株予約権 1 個あたりの発行価額は、24 円とする。

なお本発行価額は、当社の株価情報や本新株予約権の発行要項及び本新株予約権の割当を受ける者と締結される予定の新株予約権割当契約書に定められた条件に基づいて、第三者機関である株式会社プルータス・コンサルティングが一般的な価額算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した価額とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

① 各新株予約権の行使により発行又は移転される株式 1 株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、22 円とする。

② 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に、上記(2)に定める新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権の割当て後、当社が株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後に、当社が普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} + (\text{既発行株式数} - \text{自己株式数})}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

(5) 新株予約権の行使期間

平成 23 年 5 月 12 日から平成 28 年 5 月 11 日までとする。但し、下記 (7) ④に定める事由が生じた場合には、下記 (7) ④の定めるところにしたがって、新株予約権は行使されるものとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合にはこれを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、下記①及び②に掲げる条件が全て満たされた場合に初めて新株予約権を行使することができる。

- ① 当社の平成 23 年 12 月期乃至平成 26 年 12 月期のいずれかの監査済みの連結損益計算書における経常利益が 2 億円以上計上されること。
- ② 権利行使期間中において、当社の株式会社東京取引所マザーズ市場における普通株式の普通取引終値が、一度でも権利行使価額に 130% (但し、上記(4)②に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。) を乗じた価格以上となること。
- ③ 1 個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- ④ (i) (x) 当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は (y) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき (ただし、いずれの場合でも、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。)、(ii) 当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は (iii) 当社の総株主の議決権の 50% に相当する株式を第三者が取得するときには、上記 (5) にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後 15 日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。
- ⑤ 新株予約権者が死亡した場合には、死亡後 1 年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。
- ⑥ その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。

4. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成 23 年 5 月 12 日